

令和6年度 則松中学校 生活のきまり

※生活のきまりは、生徒自身が生徒総会で議論をして可決されたものであり、毎年見直しを行っています。

- ・ 則松中学校の生徒として自覚をもち、責任ある行動をしよう。
- ・ きまりを守り、規則正しい生活を送ろう。
- ・ 人を大切にする思いやりの心をもって生活しよう。

1. 通学服のきまり

中学校標準学生服、北九州スタンダード制服を基準とする。

学校は学習し、集団生活を営む場です。したがって、学習に差支えのない服装を、次の通り規定します。

		中学校標準服（詰め襟）	中学校標準服（セーラー服）
冬服	上	○カラーがついていない物は付けること ○学生服の下は、白の長袖、半袖のポロシャツおよびカッターシャツが望ましい。 ○上着を脱がなければ下記の服は可。 白、黒、紺、茶、グレー、ベージュ ○上着の裾から出るもの、袖から著しく出るもの、襟からフードやネック部が出るものや、第1ボタンが止まらないものは不可。ハイネックは不可。 ○ジャケットの下に黒色か紺色、グレーの無地のVネックのベストかセーター、カーディガンの着用可。ジャケットの着脱は生徒自らが適切な服装を心がけるように努める。	○白タイを（登下校中も）つけること ○セーラー服の下は、地味な色合いの服。 白、黒、紺、茶、グレー、ベージュ ○夏の体操服は可。 ○上着の裾から出るもの、襟からフードやネック部が出るものは不可。 ○セーラーの上から黒色や紺色、グレーのカーディガンを着用は可。
	下	○すそが地面につかないように上げておくこと。 ○幅広、裾絞りなどの変形ズボンは禁止。 ○ベルトの位置は腰骨より上にすること。 ○背が伸びてあまりに丈が短いときは各家庭で補正を行う。	○膝が隠れる長さとする。 （膝が見えるものは禁止。） ○背が伸びて膝が見えだしたときは各家庭で補正を行う。
夏服	上	○白 ポロシャツ または カッターシャツ。 ・ シャツはズボンの中に入れること。 ○下には白、黒、紺、茶、グレー、ベージュの肌着を着用（ワンポイントは可）体操服も可。	○学校指定の標準服 ○下には白、黒、紺、茶、グレー、ベージュの肌着を着用（ワンポイントは可）体操服も可。 ○ジャンパースカートのみを着用する場合は、下に白のポロシャツまたはカッターシャツを着用すること。
	下	○タック入り、幅広、裾絞りなどの変形ズボンは禁止。 ○裾が地面につかないように上げておくこと。 ○背が伸びてあまりに丈が短いときは各家庭で補正を行う。	○学校指定の標準服 ○膝が隠れる長さとする。 （膝が見えるものは禁止） ○背が伸びて膝が見えだしたときは各家庭で補正を行う。

		北九州スタンダード
夏 冬 共 に		・ブレザーの下は、白無地のポロシャツのみ。（市販のものでも、スタンダードでも良い。） ・ポロシャツの下には白、黒、紺、茶、グレー、ベージュのアンダーウェアを着用（ワンポイントは可）体操服も可。 ・ジャケットの下に黒色か紺色、グレーの無地のVネックのベストかセーター、カーディガンの着用可。ジャケットの着脱は生徒自らが適切な服装を心がけるように努める。 ・ズボンとスカートについては中学校標準服と同じとする。

※冬服時に則松中制服中学校標準学生服と北九州スタンダード制服を組み合わせることは不可。

2. 衣替え移行期の服装

一昨年度から夏服・冬服の期間またはそれに伴う移行期間は廃止されました。生徒自らが適切な服装を心がけるように務めて下さい。

3. その他の服装

	中学校標準服（詰め襟）	中学校標準服（セーラー服）
名札	○学校指定の名札を左胸にクリップまたは安全ピンでつける。 ・装飾（シールを含む）をしないこと。 ・登下校時は名札をしなくてもよい。校外活動では名札を付けない。 ・忘れたり、なくしたりした場合、担任または学年の先生に報告する。 （ない期間は仮名札をつける。）	
上靴	○各学年指定の色のものとする。 ・1学年：青色、2学年：緑色、3年生：黄色。かかとの部分に名前(苗字)を書いておくこと。	
通学靴	○ ひも(ひもの色の指定はなし)付きのスポーツシューズ（マジックテープ可）。 ・ハイカットは禁止とする。	
靴下	○ 白、黒、紺、茶、グレー、ベージュ（ワンポイントは可）単色のもの。 ・くるぶしソックス、ルーズソックスは不可、ソックスを折り曲げては不可。 ・くるぶしを完全に隠し、足首を保護するものとする。	
ベルト	○黒・紺・茶色の革製、布製のもの。 ・穴は1列で飾りのないもの。	○標準服についているもの。
防寒着	○形：コート、ジャンパー、ウインドブレーカー、ベンチコート （※基本として、ファスナーやボタン付き等、着脱のしやすいもの許可する） 色：白、黒、紺、茶、グレー、ベージュ デザイン：ワンポイントなら可（極端に大きいマークは不可）	
	○ マフラー・手袋は登下校中、先生の指示があった時間のみ可。 ○ ネックウォーマーは登下校中のみ可 ○ 着脱は教室で行う。	
通学 かばん	○本校指定のバッグ。 ・部活動の道具や体操服についてはスポーツ用のサブバッグに入れてきてても良い。 （紙袋は不可とする。） ・かばんへのアクセサリは1つまでとする。 （ただし、缶バッジやぬいぐるみのような極端に大きいものは不可）	

その他	○ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪などの装飾品（ミサンガ、腕のゴムバンド等を含む）をつけない。 ○化粧や香水、マニキュアなどをしない。また、エクステ、カラコン、色つき・匂いつきのリップクリームは禁止とする。 ○制汗シート（無香料）は可。 ○アイプチ禁止。 ○必要のない装飾品を制服につけたりしないこと。（安全ピンやクリップやペンなど） ○腕時計に関しては、自己管理のもとに持ってきて良い。（通信機能付き機器は不可） ○携帯電話等、学校に不要な物を持ってくる場合は預かり、保護者に連絡をする。保護者に返却する。 ○喫煙行為、飲酒行為などの触法行為については事実確認後、本人に厳重に指導をし、保護者には来校してもらい、その内容を説明する。
-----	--

4. 頭髪等のきまり

- ◎学習に差支えない髪型とし、常に清潔で活動的であること。
- 染色、脱色、整髪料、パーマ、装飾品などは禁止する。左右非対称(アシメ)などの髪型やドレッドヘアなどの結び方も不可とする。
 - 前髪は目にかからないようにする。
 - コンコルド（鬼の爪のような髪どめ）、カッチンどめは不可である。
 - 部活動時の前髪は顧問の許可を得て、ピンなしで整えることができる。
 - 髪が肩にかからない場合はハーフアップをしても良い。
（ハーフアップとお団子などの組み合わせは不可）
 - 髪が肩にかかる場合は切るか、ゴムで結ぶ。
 - 髪を結ぶゴムは黒・紺・茶の目立たない色で、装飾的な髪どめは不可。
 - まゆ毛をそったり、切ったり、抜いたりしない。

5. 生活のきまり

校内生活

- (1) 欠席、遅刻、早退などは8時20分までに保護者から連絡してもらう。
- (2) 登下校の時間を守り、決められた通学路を通る。自転車による通学は禁止。
- (3) 登校後は無断で校外に出ない。早退などの場合には、必ず担任の先生の許可を得る。
- (4) 授業や部活動の練習に必要なもの以外は持ってこない。
- (5) 上下足の区別をつける。（学校で定められたアスファルト・セメントの部分は上靴でも可）
- (6) 自分のクラス以外の教室には入らない。他学年の階にも行かない。
- (7) 職員室に用があるときは入り口で先生を呼ぶこと。原則、職員室、印刷室内に生徒は入れない『失礼します。〇年〇組の□□です。△△先生に用があってきました。』
- (8) 机や椅子などの公共物はていねいに扱い、破損した場合は届け出る。机、いす、ガラスなどを故意に破損した場合は弁償する場合がある。
- (9) 友人間で金銭・物品（教科書、体操服等）の貸し借り、売買等をしない。
また、金銭の持参は最小限とし、貴重品は個人で確実に管理する。
- (10) 休み中でも登下校の際は標準服・北九州スタンダード制服を着用する。（部活動生徒は部で決められた服装は可）放課後や休日でも自転車での通学はしない。
- (11) スマホや携帯電話などの通信機能のある時計を含む情報機器は校内に持ち込まない。
- (12) 危険な行為や他の人に迷惑を及ぼす行為をしない。
- (13) 休日に校舎や校庭、運動場に無断で入らない。
- (14) 原則、職員トイレは、生徒は使用できない。
- (15) B棟は、授業や係の仕事、図書館利用以外では利用しない。

- (16) 職員室前は、係の仕事以外では通行してはならない。
- (17) 立入禁止場所に行ってはならない。
ベランダ・新館裏・プール裏・体育館裏・武道場裏・本館と新館の最上階、他学年フロア 等
- (18) 給食運搬時は、階段と職員室前廊下が一方通行となる。
※トイレ側階段・・・上り専用 昇降口側階段・・・下り専用
- (19) 登下校時、送迎のための学校への車の乗り入れは原則禁止
- (20) 登下校時、日傘の使用や制服の上から UV カットの服を着ることやアームカバーの着用しても良い。
- (21) 大雨や体育祭練習期間等定められた期間限定で体操服での登校を許可とする。
(体育祭練習終了後は標準服に着替える。)
- (22) 部活動着で下校する時は以下を守ること。
 - 1. 則松（ひらがな、漢字、ローマ字）の学校名表記があること。
 - 2. 1 の物がない場合、顧問から伝えられた統一の格好で下校すること。

校外生活

- (1) 友人、知人宅での外泊は原則禁止。
※ 2 2 時以降の生徒だけでの外出は補導の対象となります。
- (2) カラオケボックス・ネットカフェ・ボーリング場・ゲームセンター・ファミリーレストラン・ファストフード店等の利用は保護者同伴の時のみ。トラブルを未然に防ぐためにも未成年者だけでの利用はしないようにする。
※ゲームセンターへの入店は法律の変更により、1 8 時以降は生徒だけでの入店は禁止。また、保護者同伴においても 2 3 時以降は禁止。
地域によっては 1 8 時以降は保護者同伴でも立ち入り禁止になっているところもある。
- (3) 事故や被害にあった場合は、至急、警察に連絡したのち、学校に連絡する。
- (4) スマートフォン、携帯電話の使用については以下のきまりを守る。
 - ・アプリ等の長時間使用はしない。
 - ・LINE、掲示板等への書き込みについては、個人が特定されるような書き込みや誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）するような書き込みをしない。写真についても個人が特定されるまたは、他人の権利を侵害するようなものを掲載しない。
 - ・トラブル等に巻き込まれた際は速やかに担任や学年の先生に相談する。
 - ・各家庭のルールのもと、適切に使用する。